

## 平成25年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成25年8月26日(月)午後2時00分

議会棟A・B会議室

### 2. 委員の現在数

19名

### 3. 出席委員

1番 茅野理	2番 中村良男
3番 須藤喜一郎	4番 三須清一
6番 染谷智一郎	8番 渡辺陽一郎
9番 森正昭	10番 阿曾敏夫
11番 斉藤剛広	12番 大野木奥治
13番 小池良雄	15番 甲斐俊光
16番 高田勝禧	17番 渡邊光雄
18番 川村泉治	19番 増田勝己

### 4. 欠席委員

5番 斉藤隆	7番 新堀政夫
14番 印南宏	

### 5. 出席事務局職員

局長	海老原美宣
次長	飯塚豊
次長補佐	大野祐信
農地係長	落合敦

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第3号 「我孫子市農業委員会会議規則」及び「我孫子市農業委員会

役員会等の運営に関する要領」の一部改正（案）について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について
- 報告第4号 視察研修について
- 報告第5号 「建議」及び「農業委員会だより」について
- 報告第6号 我孫子市都市計画生産緑地地区追加指定に伴う農地認定について

**議長** 定刻となりましたので開会いたします。ただ今から平成 25 年第 8 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 14 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により、会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

8 番 渡辺陽一郎委員

9 番 森正昭委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の審議事項をご覧いただきたいと思います。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案についてです。議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 3 件となっております。続いて、議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、新規設定の 3 件となっております。最後に、議案第 3 号「農業委員会の会議規則及び役員会等の運営に関する要領の一部改正（案）について」です。

以上で議案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長** 議案説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 から 3 は同一事業のため一括審議したいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

異議がないものと認めます。

それでは、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 から 3 までを議題といたします。

議案について、中村調査副会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

**中村良男調査副会長** それでは、議案第 1 号の整理番号 1 から 3 について報告いたします。座ったままで失礼いたします。議案書は 1 ページで、議案資料は 1 ページから 8 ページになります。

申請地は新木字シタ田の田3筆で、面積は2,148m<sup>2</sup>です。申請地は周辺より地盤が低く、雨水を集めてしまうため、平均2.5mかさ上げするものです。造成計画の細部については議案資料のとおりです。

申請地を確認し、申請内容を基に審査したところ、計画内容が農地を効率的に利用することや、周辺の農地に影響を与えないことが認められましたが、議案資料の4ページのオ、手賀沼土地改良区と協議中となっておりますので、協議結果の説明を事務局から聞き、全委員で判断すべきものと意見が一致しましたので、よろしく願いいたします。

また、この案件は市の埋め立て条例に基づき、現在、所管課と手続き中であることを確認しています。

以上です。

**議長** 第1調査会では許可要件は問題なしとの意見でありましたが、土地改良区との協議結果の報告を求められていますので、事務局より報告をお願いします。

**事務局** 手賀沼土地改良区との協議結果を報告いたします。

協議結果につきましては、土地改良区から事業施行者に対し、①農地造成工事に伴って近傍用排水路を改廃しないこと、また、工事車両の進入路については他の農耕者等の通行に支障を来さないようにすること、②周辺水田の用排水路に支障を及ぼし、また、その恐れのある行為をしてはならない等々の協議が行われ、了解され、協議が終了しましたことをご報告いたします。今後は調査会においての審議の際、支障を来さないよう添付資料の確認を今まで以上に丁寧に行います。

以上です。

**議長** これより議案に対する審議に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

**渡辺陽一郎委員** この場所は確認されていると思いますが、かなり細い道で、新木のほうに上がるときにかなり急角度で上がる坂道になっていますよね。農家だけではなく、近隣住民も数多いところなので、出入りがどうかと思っちょっと危ういんですけども、その点は確認済みでしょうか。

**中村良男調査副会長** はい、確認済みです。

それで、狭いと言うけれども、団地側のアスファルトの道、あるいはその一段下の道、これはやっぱり舗装されていて、工事するに当たって現在の杭よりも中に引っ込んだ

状態で盛り土をするというようなバックアップ方式といいますか、それをするそうで、何ら問題ないかなと思いますが。

**渡辺陽一郎委員** ありがとうございます。

**議長** そのほかございませんか。

高田委員。

**高田勝禱委員** 私も近くに住んでおりますので状況を知っておりますけど、この申請地の手前、下側になるところももう埋め立てして、別の何か利用をしているんですよね。そうすると、この3枚はかえってかさ上げたほうが農地としての利用効果があるのではないかと推測します。ですから、私はやられるのがよろしいのではないかなと思います。

**議長** その辺の説明を事務局もしあればもう一度お願いします。

**事務局** 今、高田委員から現地をよくご存じでいらっしゃるということで、谷あいになっているので盛り土することは非常にいいことだというご意見をいただきました。まさに谷あいになっていますので、南側と北側、確かに高いですね。これで水を集めてしまうことが解消されるということでございます。

以上です。

**議長** 高田委員、どうですか。今の説明。

**高田勝禱委員** 結構です。

**議長** そのほかございませんか。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** この申請地の南側に、今、高田委員から言われたように、前に我孫子市としてはあそこの埋め立てについては問題あるということで不許可にしたやつが、検査に行くと県のほうから許可が出てあんな農地じゃないような状態が脇にできちゃったということで。確かにこの申請地を埋めて農耕に使ってくればこんないいことはないんじゃないかなと思うけど、あの不法投棄というか、ごみの捨て場になったところは現況は荒地地かもしれないけど、台帳地目はどうなっているんですか。

議長 事務局。

事務局 転用になりますと雑種地ですか、という扱いになっていると思います。

阿曾敏夫委員 関連ですけど、地元の農業委員会として当時、日秀から当番で出ていた〇〇委員が地元としてあれは不許可だということで、農業委員会では全員が不許可にした経緯がある。でも、有力者の申請で結局県のほうが許可したという、非常に物議を醸した土地ですからね。雑種地になっているのは結構だと思いますが、地元の委員会では確かに不許可になったところがああいう捨て場みたいになっちゃった経緯があるので、二度とああいう不祥事のないようにしてもらいたいなと思って、私、関連ですがそういう質問をしました。

議長 そのほか質問はありませんか。

渡邊委員。

渡邊光雄委員 埋め立てをする、一応埋める土の種類だよ。どういう残土を持ってきて入れるのか。これは埋め立てどおりにしてあった良質な土を埋めるということでよろしゅうございますか。

議長 事務局。

事務局 お答えいたします。

その土の検査済みの証明書とか、場所も許可申請者からちゃんと報告をいただいています。経路についてもいただいておりますので、間違いない土だと我々は思っております。

渡邊光雄委員 もう1点お伺いしたいんですが、この前お話があったように、埋め立ての高さをどの程度にするんだということで役員会で検討することになったんですが、その経過はどうなっているんですか。

議長 埋め立て土の高さについて。

渡邊光雄委員 そうそう。この前役員会でそれを検討するという事になっていましたよね。その後の経過も教えていただきたいと思います。

議長 事務局。

事務局 埋め立て土の高さにつきましては、事務局が許可申請を受付のときに平均盛り土とかを聞きます。それで、面積も大体計算できます。そうしたときに、現在の収益より埋め立て後の収益が高いですねと確認しております。それが高さにつながってくると思います。あまりこう面積が小さいと収益が上がりませんので、極端に高く盛れないということでございます。

以上です。

渡邊光雄委員 もう一遍確認しますが、これは高さを隣と合わせるとのことなんですが、一応高さの制限については地域との関係と、何かこの前お話を伺ったら 30 cm というような話があったんですが、それはどうなっているんですか。30 cm というあれはもっと拡大するのもしないのか、それはどうなっているのかということをお伺いしたいんですが。

議長 事務局。

事務局 ちょっとお待ちください。

議長 じゃ私のほうから。議案 1 号は、これ高さは 2.5m と一応計画書には載っています。はい、どうぞ。事務局。

事務局 渡邊委員、農地造成の高さはいつも問題になっているので基準を作って対応してはどうかと 6 月でご意見を伺って、7 月に報告させていただいたものです。役員会の議論では、今まで許可してきたものとの整合性がどうなのか見えない、造成地の場合はケースバイケースで、基準はできないのではないかと。もう 1 点は、道路から 30 cm の高さが記載されていると指摘があったが、県の事務指針には載っていないと。こういったものを検討して、今後の方針として受付のときに事務局において次の確認を行います。耕作誓約書のとおり実施するかどうか、収量が増える根拠を聞き取る、高くする必要性を聞き取るということでございます。これを実施していきますので、場合によっては総会へ聞き取った内容をきちんと報告していきます。

以上でございます。

渡邊光雄委員 はい、了解しました。

**議長** そのほかございませんか。

(なし)

それでは質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。

それでは、議案第2号について、中村調査副会長から調査結果の報告をお願いします。

**中村良男調査副会長** それでは議案第2号について調査結果を報告いたします。議案書は2ページで、議案資料は9ページから18ページになります。

議案第2号は農用地利用集積計画に伴う使用貸借権及び賃借権等の設定で、新規設定の3件です。

調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていますが、整理番号1については「なぜ無償なのか」について印西市への状況確認を行うこと、整理番号2及び3については、権利を設定する者及び権利の設定を受ける者の状況を地区委員に報告いただき、全委員で判断すべきものと意見が一致しましたので、よろしく願いいたします。

今回の計画案は設定を受ける者が1法人と3名、集積地は5筆で、集積面積が6,108m<sup>2</sup>となっております。また、賃借料は整理番号1が使用貸借権設定で無償です。整理番号2と3は10アール当たり2万円です。

以上です。

**議長** 第1調査会では計画決定の要件は満たしているという報告がありました。整理番号ごとに意見が求められていますので、発言をお願いしたいと思います。

初めに、整理番号1の「なぜ無償なのか」、これについては事務局、説明をお願いします。

**事務局** 印西市の農業委員会に問い合わせいたしました。土地所有者は高齢の方で、担い手がない方の方です。農地を荒らしたくない気持ちが強く、信用と実績のある方な

ら無償でもいいと思ひ、借り手を探していましたところ、この法人にお願いすることになったとのごことでございます。また、この法人ではこの今回の方の周辺も含めて、借り受け地の約4万m<sup>2</sup>の半分と最初聞いたんですけども、資料を見させていただきましたら8割が無償で設定とのことでした。

以上でございます。

**議長** 続いて、整理番号2及び3について、権利を設定する者及び権利の設定を受ける者の状況を地区担当委員に報告いただきたいと思います。

まず高田担当委員、報告をお願いします。

**高田勝禱委員** では報告いたします。

整理番号2について、貸付者の〇〇さんは75歳で、体調がここ不良になりました。せがれさんも弱体質なので貸し付けたいという話です。新しく借りる〇〇さんご夫妻は46歳と44歳で、去年、私の前任の地区担当の〇〇さんと面接の上、新規就農になった方です。今回私のほうにも来て話をしたいと担当課から言われましたが、当日は都合が悪くてお会いできませんでした。今、1年間この〇〇さんが約40アールを作付けした状況を見ていると、悪戦苦闘の1年ではないかなあと思います。例えば隣地の人に草をしょうがないから刈ったんだとか、もう片方の方にはしょうがないから奥さんのほうが刈ってくださいとお願いしたような農地の利用方法をしております。私としてはもう20アールですか、新しいところを〇〇さんから借りて、60アールになってやりきれのかなあというふうな疑問も1点ありますけど、今後新しく借りる土地は平らで、今借りているところより農作業上大変利点があります。それともう1点は、その近くに3年ぐらい前に新規就農された〇〇さんという方がいます。1年前はものになるのかなあという状況でしたが、今3年目で、私がこの市内を新規就農の耕地を見て歩いて一番よくできているんじゃないかなあという方です。そういう先輩のやり方を見れば、来年、その次の年と期待を持てるんじゃないかなあという、半分お願い、半分そういうような感じがしております。

よろしいですか。

**議長** 続けてをお願いします。

**高田勝禱委員** それから整理番号3です。この貸付者の〇〇さんはおばあさんで、98歳です。今、在宅介護を受けているんですけど、その娘さんももう70近いので老々介護の状態です。お孫さんは公務員としてお勤めです。これもそういう状況で貸し付けしたいのだと思います。この新しい〇〇さんという方とはこの間お会いして約40分話をしました

が、流山高校の農学科を出て、千葉大の別科で研修しております。今現在 21 歳で、お聞きしますと家庭環境としては全然農家の環境ではない、親はサラリーマンですよということでした。ただ、農業学校に何で行ったのと聞きましたら、好きだから、やりたいからそういう道に進んだんだという話でした。全然経験はないんですけど、うちのほうの近くに一人で住んでやる勢いですよと、そんな気持ちであります。資料を見ますと、資材とか機械はなかなかないんですけど、この方も借りるところは先ほど申しました〇〇さんの近くなんですよ。平らな、いい農地なんです。新しくやるにはいいところを借りたなという感じがしました。私はこれは将来うちのほうの地区のホープになってもらいたいという願望を持っていいんじゃないかと、許可するのがいいんじゃないかと思います。

以上です。

**議長** 第1調査会長と地元委員及び事務局の報告がありました。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見、質問がある方は挙手を願います。

渡辺委員。

**渡辺陽一郎委員** この3件に関してはかなり異質なものがあるように見えますので、別々にやっていただけたらと思います。

まず整理番号1の、これは何という名前の会社なんですか。会社名と借地面積以外、会社の実態が全く書いてないんですよ。これで審議しろということですか。普通は従業員人数とか作業をするための車両ですとか農耕機具等が書いてあるので、多少なりとも今までどういう実績があったのかというのが頭に浮かぶんですけども、全くないのではちょっと審議しようがないんですけども。事務局のほうにありますか。

**議長** はい。じゃあこれについて事務局、説明してください。

**事務局** すみません。ちょっとお待ちください。

**議長** それでは休憩に入ります。

(暫時休憩)

**議長** 再開します。

事務局。

**事務局** 渡辺委員のご質問はもう少し資料をとということであったと思います。ここで9ページにお示ししてありますとおり、印西市の資料をお付けしました。借りている面積が4万1,000m<sup>2</sup>と。それと、渡辺委員が特にお知りになりたい農機具については丸っきり書いてない。こういう状態でした。この辺を我々も印西市にちょっと聞いたんですけども、印西市も今年から受けた法人ということで、この辺の聞き取りがまだ進んでいないという報告でございました。従業員につきましては4名というのが別な資料で確認できております。

以上、雑ばくですけども。

**議長** 渡辺委員、どうですか。

**渡辺陽一郎委員** その別の資料というのもよく分からないですけども、結局この審議するための資料の中に従業員数から何から全く書かれてないということでは、資料不備だと言わざるを得ませんね。販売とかその他に関してもかなり加工関係のはあると思えるんですけども、田んぼは3万6,000m<sup>2</sup>ですか、あるわりには加工関係のほうはかなり多く書かれているように見えます。農機具だけではなくて、作業をするための作業小屋とか、そういうところまで全部必要ではないかと思います。印西の農業委員会が確認してないという資料をいきなりこちらにそのまま出されても、これは審議しようがないと思いますが。それとも、印西市農業委員会ではこのような資料で全部今まで受けていたということでしょうか。

**議長** 今の質問に対して、事務局。

**事務局** ただ今のご質問は2点あったと思います。1点は、資料がちょっと少なくて判断しづらいということです。なるべくお出ししたいんですけども、結構な量になるんです。その中でいちばん委員さんに分かりやすい資料をと思いながら選んでいるんですけども、なかなか的確なやつが見当たらずに申し訳ないと思っております。

一つ、農業法人に関する情報提供ということで、農政課が印西の農政課に確認しました。うちのほうで審査したところ、農業生産法人に該当しますという回答をいただいています。ですので、その辺はご心配ないようにご審議していただければありがたいと思います。

それともう1点は、この件でこういう資料ですから普段もちょっと資料が足りないんじゃないかということですよね。資料につきましては重々気を付けて、できるだけ分かるものをお出ししていこうと思っております。

以上です。

**渡辺陽一郎委員** 企業の貸し付けに関しては今までいろいろあったものですから、そういう意味でちょっとしつこかったですけども質問させていただきました。

次の整理番号2番の高田委員の説明で、将来を見越してというような意味合いが聞き取れましたので、委員の面接のほうは。

**高田勝禎委員** なかったです。

**渡辺陽一郎委員** なかったということで。ちょっと不安かなとは思いますが、既にこちらは新規就農はもう2件目になるんですかね。

**高田勝禎委員** そうだと思います。それで新規就農になった方ですよ。

(発言あり) そうです、そうです。

**高田勝禎委員** だから。

**渡辺陽一郎委員** その場合にもやっぱりできればまた新しく新規就農、6年の貸し付けを受けるわけですから、生産計画みたいなものを少し付けていただけるとまた助かるかなと。資料として1枚、表面1枚しかないんで、これをちょっとお願いしたいと思います。最後に、3番目の〇〇さんということですか。実は私の後輩に当たるのかもしれませんが、大分高田委員も面接を、時間をかけて話をしたということだったんで、高田委員の目を信用はしていますが、家が農家でなくて、流山の園芸科、それと千葉大ということだと、どちらかという趣味の園芸プラス家庭菜園にちょっと毛が生えた程度の勉強ぐらいしかできないというふうに私も自分で勉強していた関係で判断します。そうすると、どうしてもどこかで研修して、本当のプロの仕事を見せてないというのがちょっとあるものですから。ちょっと資料を見させていただくと、14ページの就農準備計画などもまだ許可申請が出る前からもう今年の分ができちゃっているような状態です。この辺のところはもうちょっと考えて資料を出していただけたらなと思いますが。

**議長** それでは高田委員。

**高田勝禎委員** 今、渡辺委員のお話なんですけど、約40分話した中で、寡黙な人なものですからうちのほうの話を多分に聞いておりました。ただ、渡辺委員の畑地も同じでしょ

うけど、うちのほうの畑地も大変入り込んでいる、耕作地が入り込んでいる土地なんですね。ですから、理想を追っては駄目だよと。現実的には許可される農薬も使いなさい。場合によれば除草剤だって使うほうがいいですよと。そして、整理番号2番の方のように、隣地の人と良好な関係をつくれないうようなことをやっては、あなたはここでやっていけませんよと。ですから、チンゲンサイを作るんだったらもう8割は除草しなさい。草取りやって作物を作る。80%やればもうあと20%で成功したことになるよと。それを第1にして、同じ我々既存の農家がちょっと疑問だなというのは畑作を見れば分かるから、それを見て、その人に愛されるような農業をしなさいよと、そういうような話をしました。だから、うちの近く、賃貸で借りて一人で住んでいるらしいんですね。だから、これから道具というか、何もありませんよ。だから無手数流で1年2年やって、これ若さの特権でいろんな問題、壁にぶつかっても、それを乗り越えていければいい後継者になるんじゃないかという感じがしました。それで聞くと、最初は露地でいっても施設もやってみたい、最終的には60アールぐらいの農地を借りてそういうことをしてみたいというようなことを言っていました。

以上です。

**渡辺陽一郎委員** はい、分かりました。将来を見越してというようなことでいくと、イロハのイ、ロはチェックしていただいたということですよ。分かりました。

**高田勝禱委員** はい。

**議長** 先ほど渡辺委員から整理番号、これは分けてやってほしいという提案がありました。これは質問者、整理番号1、2、3、これを発言しながら質問してください。

それでは審議を続けます。

そのほか質問ありますか。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** ただ今の印西の株式会社栄治郷土園ですか、議案書には権利内容に使用貸借という。初めてというか、貸し借りしても金を取らない、相対で、ただで作れるということです。私もこのことについて農業経営基盤強化促進法の運用手引きを見たところ、この権利内容について賃貸借契約と使用貸借権ともう一つ、農業経営受委託、経営を受けて委託するというようなものがあつたんです。農業委員会に伺っても農業委員会も分からない、農政に聞いても農政も分からないということで、たまたまいろいろところで調べた結果、Q&Aの解説の中に、農業経営受委託についてどのように取り扱いが変わったの

ですかという3のところはCですか、これについて新制度の付加年金受給にかかわる経営継承の場合に限られずと。後書きには、旧制度における経営移譲年金の受給に当たっても適用できるものとする。経営を相手方にやってもらっても年金をもらえるという制度、この利用権の種類が農業委員会でも農政課でも分からなくて、これを役所で調べた結果、たまたまこれにどのように取り扱いが変わったのかというようなことがありました。これから農業者年金をもらいながら農業経営まで委託できるんだという制度がこの利用権の設定の中にあるので、事務局初め農政課初め農業委員の皆さんも、私も経営を任せられるという、こういう利用権の設定というのもあるということに気付いたので。確かに使用貸借という金のやり取りなしで、ただで作っているという会社。本来はこれ、使用貸借じゃなく、経営受委託というか、そんな利用権じゃないかなと思うようなケースですので、あえてここでそういうことを申し上げる次第です。ひとつ事務局もその点これからの奨励策として、経営まで受けられるんだという利用権の設定があるということのを頭に置いて、いろいろと処理していただきたいなと思って申し上げました。

**議長** 貴重な意見ありがとうございます。

これについて何か意見はありますか。

ございませんか。

(なし)

なければ、質問を受けます。質問がある方は。

ございませんか。

(なし)

それでは意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手多数と認め、議案第2号については原案どおり決定することにいたしました。

次に、議案第3号「我孫子市農業委員会会議規則及び役員会等の運営に関する要領の一部改正（案）について」を議題といたします。

この案件については先月の報告事項で承認をいただいた「公平・公正な運営について」を実施するに当たり、会議規則及び役員会等の運営に関する要領の一部改正を提案するものです。

一部改正案については事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案書は3ページ、議案資料は19ページになります。19ページをご覧ください。

19 ページの1の会議規則について、先月承認いただきました「事務局による議案の朗読と説明」、これは会議規則に入っていないとできないものですからこれを加えさせていただくというものでございます。

次に、2の役員会等に関する要領につきましては、法律的な解釈の説明が必要な場合などに対応するため加えさせていただくものです。

以上でございます。よろしくご審議くださりますようお願いいたします。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 11条3に、議長は議題及び議案の説明を事務局職員にさせることができると改正後になっておりますが、この我々に出された議案、農業委員会総会の議案書、またそれに付随して議案資料ということで、議題という定義、どういうものを議題とするんですか。

**議長** 事務局。

**事務局** 議題という呼び方は議案書のいちばん前なんですけども、審議事項とか報告事項とか、こういう大枠をとらえるのが議題と。

**阿曾敏夫委員** それだったら関連で、ここにある議案書の中に含まれているんじゃないんですか。議題はこれを分離するというかたちですか。議案書という、鏡が付いている以上は議案書の中に今まで含んでいたんじゃないんですか。審議事項を議題とするということですか。

**事務局** 今までは議題の説明をということで、最初だけの、本日の審議案件はこれこれこうですという説明だったんですけども、ここで議案の説明というのは一つ一つの議案の朗読をさせていただこうと。議案第1号はこれこれこういう理由ですと。先ほども議論がありましたように、詳細なことをここで説明させていただこうと。そのあとに調査結果を調査会長にさせていただく。そうするとより具体的になるんじゃないかということで改正するものです。

**阿曾敏夫委員** じゃあ今までの委員会の総会の議案書と別に議題というやつも表現するわけですね。

**議長** 事務局。

**事務局** 細かいようなんですけども、この議題のとらえ方が大枠で、議案が1個ずつというふうに考えていただきますと、この様式は変わりません。

**阿曾敏夫委員** 変わらないとすれば、議題は、じゃあ議案書の中に含まれるという解釈ですね。

**事務局** こちらと同じものをお出しします。

**阿曾敏夫委員** あえてこの軸をここへ改めるという、その真意は何ですか。

**事務局** 正確に表現させていただくため、議題を説明させることができるようになっていたものを、細かい議案の内容まで説明させることができるというふうに加えさせていただいたものでございます。

**阿曾敏夫委員** じゃあこの議題及び議案書というかたちになるんですね。じゃこの鏡も変わってくるわけだね。議案書というかたちの中に従前は入っていたわけだね。今度は議題が、この審議事項が議題だとなれば、議題と議案書が一緒になって、これ我々に送付されるわけでしょ。

**議長** 事務局。

**事務局** 休憩してください。

**議長** それでは休憩します。

(暫時休憩)

**議長** それでは再開します。

これより議案第3号「我孫子市農業委員会会議規則及び役員会等の運営に関する要領の一部改正(案)」について採決します。改正することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり一部改正することにいたしました。

以上で、審議案件については終了しました。

中村調査副会長、自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

それでは報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告させていただきます。報告第1号及び2号について同時に説明させていただきます。議案書4ページから6ページになります。

この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

報告第1号は「農地法第4条に係る転用の届出」になります。1件受理いたしました。用途は宅地となっております。

報告第2号は「農地法第5条に係る転用の届出」で、5件受理しました。用途は宅地となっております。

続きまして、報告第3号「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」は、先月ご審議いただいたものを千葉県農業会議の意見を聞くということで農業会議に諮問した結果、7月26日に諮問しました。翌月の8月9日に開催された千葉県農業会議の結果「許可相当」との回答をいただき、8月12日付けで許可書を発行いたしました。会長専決規程第3条の規定により報告するものです。

続きまして、報告第4号「視察研修について」は会長協議の結果、視察日を平成25年11月1日と決めさせていただきたいと思っております。視察先については寄せられたご意見を参考にして事務局で視察候補地を何点か挙げ、会長と職務代理者と相談の上、決めていきたいと考えております。

続きまして、報告第5号「建議及び農業委員会だよりについて」は議案書11ページのとおりご意見が寄せられませんでした。今日1件届いております。期日までには届かなかったんですけども今日1件届きましたので、会長、職務代理者、事務局で協議の上、原案を1件届いた内容と含めて作成して、皆様にお諮りしていただきたいと準備を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**議長** 続いて、報告第6号、議案書は20ページ。「我孫子都市計画生産緑地地区の追加指定に伴う農地認定について」、市長より依頼がありました。地区担当委員に現地確認をお願いしました。結果報告をまず柴崎地区担当の須藤委員より報告をお願いします。

**須藤喜一郎委員** 議案資料 21 ページの 1 番の対象地です。確認しましたところ、農地であることを確認しましたので報告いたします。

以上です。

**議長** 続きまして、下ヶ戸地区担当の小池委員より報告をお願いします。

**小池良雄委員** 議案資料 21 ページの 2 番の対象地を確認したところ、農地であることを確認しましたのでご報告いたします。

以上です。

**議長** 続いて、新木地区担当の中村委員、報告をお願いします。

**中村良男委員** 議案資料 21 ページの 3 番の対象地を確認したところ、農地であることを確認しましたのでご報告いたします。

以上です。

**議長** 以上、各地区の担当委員と事務局より報告がありました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 生産緑地の追加指定というこの起算日はいつからなんですか。

**議長** 起算日についての質問です。

事務局。

**事務局** 休憩を。

**議長** 休憩します。

(暫時休憩)

**議長** 再開します。質問がございましたらどうぞ。

(なし)

高田委員、質問ありますか。

高田勝禱委員 ないです。

議長 ないですか。なければ休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。ただ今の質問に対して、事務局より回答といたしますかね、報告はありますか。

事務局 阿曾委員の生産緑地の追加指定の起算日はいつですかというご質問に対して、確認しましたので報告させていただきます。25年度年内は決まっているようですが、何月の何日になるかはまだ決まってないということでございます。

以上です。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第8回総会を閉会いたします。